

第五十八條第二項中、「第五百六條から第五十八條まで、第六十條」を、「第五百六條第一項、第三項及び第四項、第五百七條、第五百八條、第六十條、第六十七條の二本文」に改め、同条第三項中、「第五百六條、第五百七條」を、「第五百六條第一項、第三項及び第四項、第五百七條、第六十七條の二本文」に改める。

2 特許法第七十八條第二項から第六項まで（出訴期間等）、第七十九條（被告適格）、第八十條第一項（出訴の通知等）及び第八十條の二から第八十二條まで（審決取消訴訟における特許庁長官の意見、審決又は決定の取消し及び裁判の正本等の送付）の規定は、前項の訴えに準用する。この場合において、同条第二号中、「訴えに係る請求項を特定するために必要な」とあるのは、「旨を記載した」と読み替えるものとする。

第六十一條第一項第二号中、「又は通常実施権」を削り、同項第三号中、「専用実施権又は通常実施権」を、「又は専用実施権」に改める。

第六十二條第一項中、「の登録」の下に、「又は第二十六條の二第一項の規定による請求に基づく意匠権の移転の登録」を加える。

（商標法の一部改正）
 第四條 商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

目次中、「第四十三條の十四」を、「第四十三條の十五」に改める。

第四條第一項第九号中、「特許庁長官が指定するもの」を、「特許庁長官の定める基準に適合するもの」に改め、同項第十三号を次のように改める。

十三 削除

第四條第四項を削る。

第九條第一項中、「特許庁長官が指定するもの」を、「特許庁長官の定める基準に適合するもの」に改める。

第十三條の二第五項中、「第四百四條の三から第四百五條の二まで」を、「第四百四條の三第一項及び第二項、第四百五條、第四百五條の二」に、「特許法第六十八條第三項」を、「同法第六十八條第三項」に改める。

第二十一條第一項中、「その責めに帰することができない理由により」を削り、ときは、その理由がなくなつた日から十四日（在外者にあつては、二月）を「ことについて正当な理由があるときは、その理由がなくなつた日から二月」に改める。

第三十一條第四項中、「第九十七條第三項（放棄）並びに第九十九條第一項及び第三項（登録の効果）」を、「及び第九十七條第三項（放棄）」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 通常使用権は、その登録をしたときは、その商標権若しくは専用使用権又はその商標権についての専用使用権をその後取得した者に対しても、その効力を生ずる。

5 通常使用権の移転、変更、消滅又は処分の制限は、登録しなければ、第三者に対抗することができない。

第三十一條の二第四項中、「において準用する特許法第九十九條第一項」を削る。

第三十三條第一項中、「一」を、「いずれかに」に改め、同項第三号中、「において準用する特許法第九十九條第一項」を削る。

第三十三條の三第一項中、「特許法第九十九條第一項の効力を有する」を削る。

第三十四條中第四項を削り、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 通常使用権を目的とする質権の設定、移転、変更、消滅又は処分の制限は、登録しなければ、第三者に対抗することができない。

第三十八條の次に次の一条を加える。

（主張の制限）

第三十八條の二 商標権若しくは専用使用権の侵害又は第十三條の二第一項（第六十八條第一項において準用する場合を含む。）に規定する金銭の支払の請求に係る訴訟の終局判決が確定した後、次に掲げる審決又は決定が確定したときは、当該訴訟の当事者であつた者は、当該終局判決に対する再審の訴え（当該訴訟を本案とする仮差押命令事件の債権者に対する損害賠償の請求を目的とする訴え並びに当該訴訟を本案とする仮処分命令事件の債権者に対する損害賠償及び不当利得返還の請求を目的とする訴えを含む。）においては、当該審決又は決定が確定したことを主張することができない。

- 一 当該商標登録を無効にすべき旨の審決
- 二 当該商標登録を取り消すべき旨の決定

第三十九條中、「から第五百五條の六まで（具体的態様の明示義務、特許権者等の権利行使の制限）」を（具体的態様の明示義務）、第四百四條の三第一項及び第二項（特許権者等の権利行使の制限）、第四百五條から第四百五條の六まで（「」及び「」を「」並びに「」に改める）。

第四章の二中第四十三條の十四を第四十三條の十五とし、第四十三條の十三の次に次の一条を加える。

（決定の確定範囲）

第四十三條の十四 登録異議の申立てについての決定は、登録異議申立事件ごとに確定する。ただし、指定商品又は指定役務ごとに申し立てられた登録異議の申立てについての決定は、指定商品又は指定役務ごとに確定する。

第五十五條の二第二項ただし書中、「次条第一項」を、「第五十六條第一項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（審決の確定範囲）

第五十五條の三 審決は、審判事件ごとに確定する。ただし、指定商品又は指定役務ごとに請求された第四十六條第一項の審判の審決は、指定商品又は指定役務ごとに確定する。

第五十六條第一項中、「第三百三十一條の二第一項」の下に、「（第二号及び第三号を除く。）」を加え、「第五百六條から第五百八條まで」を、「第五百五十六條第一項、第三項及び第四項、第五百五十七條、第五百五十八條」に、「並びに第六十七條から第七十條まで」を、「第六十七條並びに第六十八條から第七十條まで」に、「第三百三十一條の二第一項中」を、「第三百三十一條の二第一項第一号中」に、「同項第三号」を、「前条第一項第三号」に改め、ついでされるとき、又は次項の規定による審判長の許可があつたとき、「を削り、理由についてされる」とを、「理由」とに改め、又は登録異議申立人」との下に、「同法第五十六條第一項中、特許無効審判以外の審判において、事件が」とあるのは、「事件が」とを加える。

第六十條の二第一項中、「第四十三條の十四」を、「第四十三條の十五」に、「及び第五百五十六條」を「並びに第五百五十六條第一項、第三項及び第四項」に改め、同条第二項中、「第五十五條の二」の下に、「及び第五百五條の三」を加え、同条第三項中、「第五十六條の二」を、「第五十五條の三及び第五十六條の二」に改め、同条に次の一項を加える。

4 第五十五條の三の規定は、第四十六條第一項、第五十條第一項、第五十一條第一項、第五十二條の二第一項、第五十三條第一項又は第五十三條の二の審判の確定審決に対する再審に準用する。

第六十一條中、「第七十四條第二項中」の下に、「第六十七條から第六十八條まで」とあるのは、「第六十七條、第六十八條」とい、を加える。

第六十二條第一項に後段として次のように加える。

この場合において、同法第五十八條第二項中、「第六十七條の二本文、第六十八條」とあるのは、「第六十八條」と読み替えるものとする。

第六十二條第二項に後段として次のように加える。

この場合において、同法第五十八條第三項中、「第六十七條の二本文、第六十八條」とあるのは、「第六十八條」と読み替えるものとする。

この場合において、同法第五十八條第三項中、「第六十七條の二本文、第六十八條」とあるのは、「第六十八條」と読み替えるものとする。